

光市都市計画提案制度事務手続要綱を次のように定める。

令和 8 年 5 月 1 5 日

光市長 芳 岡 統

光市告示第 9 8 号

光市都市計画提案制度事務手続要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、光市が決定する都市計画に対する都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 2 1 条の 2 の規定に基づく提案制度の事務手続について、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事前相談)

第 2 条 市長は、法第 2 1 条の 2 第 4 項の計画提案（以下「提案」という。）を行おうとする者に対して、都市計画に関する情報の提供などの支援をするために、相談窓口を都市政策課に置く。

2 都市政策課は、提案の事前相談を受けた際には、受付簿（様式第 1 号）に記録するとともに、相談内容を提案手続相談記録シート（様式第 2 号。以下「相談記録シート」という。）に記録するものとする。

(提出書類)

第 3 条 提案を行う者（以下「提案者」という。）は、提案をするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 提案書（様式第 3 号）

(2) 都市計画の素案(以下「提案素案」という。)

ア 縮尺 2 5 0 0 分の 1 以上の計画図

イ 都市計画に定めるべき事項及び提案する理由を付記した計画書

(3) 同意書（様式第4号）

(4) 土地に関する登記事項証明書、許可証、認定証の写しその他の法に定める提案者としての要件を備えていることを証する書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 提案概要書（様式第5号）

(2) 提案素案の区域を示した公図の写し（地籍調査図又は分限図）

(3) 権利者一覧表（様式第6号）

(4) 提案素案の区域内の全ての土地に関する登記簿謄本等権利関係を証明する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 書類の提出先は、都市政策課とする。

（提案の受理）

第4条 市長は、提出された書類が法第21条の2第4項に規定する要件（以下「要件」という。）を備えていたときは、当該提案について審査を行うものとし、要件を備えていないときは、相当の期間を定めて提案者に書類の補正を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による補正の要求に対し、提案者が期間までに補正を行わないときは、当該提案は取り下げられたものとみなす。

3 都市政策課は、市長が前2項の手続を行ったときは、相談記録シートにその内容を記録するものとする。

（提案の審査）

第5条 提案の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 都市計画に関するマスタープランとの整合性

(2) 市・県総合計画との整合性

(3) 各種関連計画（道路、河川、港湾、景観等に関する計画）との整合性

(4) 別表の左欄に掲げる都市計画の種類に応じそれぞれ同表の右欄に掲げ

る事項

2 市長は、前項の審査を行うに際して、提案の内容を関係部課、県、提案者等と調整するものとする。

3 市長は、第1項の審査を行うに際して、必要に応じて提案者に必要な協力を求めることができる。

(提案を採用する場合の手続)

第6条 市長は、前条の審査の結果、提案の採用を決定したときは、必要に応じて提案の趣旨を踏まえた範囲内で提案素案の修正を行い、行政素案を作成するものとする。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、法第21条の4の規定により、光市都市計画審議会に行政素案と併せて提案素案を提出しなければならない。

(提案を採用しない場合の手続)

第7条 市長は、法第21条の5第2項の規定により光市都市計画審議会の意見を聴いた結果、提案を不採用とすることが適当でないと認めるときは、遅滞なく提案の採用について再度審査を行うものとし、提案を不採用とすることが適当であると認めるときは、提案を不採用とする旨及びその理由を計画提案不採用通知書（様式第7号）により、当該提案をした者に通知しなければならない。

(庶務)

第8条 都市計画提案制度に係る庶務は、都市政策課が行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、都市計画提案制度の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月15日から施行する。

別表（第5条関係）

都市計画の種類	事項
地域地区	地域への貢献性、周辺地域との調和性
都市施設	施設計画の必要性、事業実施の確実性、施設管理の継続性
市街地開発事業	地域への貢献性、周辺地域との調和性、事業実施の確実性
地区計画等	地域への貢献性、周辺地域との調和性、事業実施の確実性

